

平成20年11月19日

甲 比企郡川島町大字平沼1175番地
川島町長 高田康男

乙 東松山市加美町1番20号
埼玉中央農業協同組合
代表理事組合長 舟橋俊人

2-2-2 災害時等における主食供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、川島町内に地震・風水害その他による災害もしくは武力攻撃事態等が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、川島町（以下「甲」という。）と敷島製パン株式会社東京事業部パスコ埼玉工場（以下「乙」という。）が、相互に協力して災害時等の町民生活の早期安定を図るため、主食供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が災害対策本部等を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(主食供給の協力要請)

第3条 災害時等において甲が主食供給を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(主食供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(主食供給の要請手続等)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急をするときは、口頭または電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検・改善に努めるものとする。

(費用)

第6条 第4条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の輸送供給及び運搬終了後、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時等直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議して決定するものとする。

(その他必要な支援)

第7条 この協定に定める事項のほか、被災者に対する支援が必要な場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

(法令の遵守)

第8条 この協定の施行に当たっては、各種法令を遵守するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成22年 1月15日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれの1通を保有するものとする。

平成22年 1月15日

甲 埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地
川島町長 高田康男

乙 埼玉県比企郡川島町かわじま2丁目21番地
敷島製パン株式会社東京事業部
パスコ埼玉工場長 丸井保雄

2－23 地震災害・風水害等に関する協定書

川島町長（以下「甲」という。）と川島町建設業協会（以下「乙」という。）とは、地震災害・風水害等における情報収集パトロール及び応急復旧工事に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川等に災害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときにおける甲と乙の実施する基本的事項を定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため必要があると認めたときは、乙に情報収集パトロールの実施、又は応急復旧工事の実施を要請するものとする。

2 乙は、要請があったときは甲に協力するものとする。

（担当区域）

第3条 乙は、情報収集パトロール及び応急復旧工事を円滑に実施するため、担当区域を定め甲に提出するものとする。

ただし、甲は災害の状況、その他やむを得ない事情が発生した場合には、担当区域の変更ができるものとする。

（要請手続）

第4条 甲の要請手続きは、次の区分に従い行うものとする。

（1）連絡可能なときの要請

甲は、通常の連絡が可能なときは、有線通信等により乙に協力を要請するとともに、点検の場所、災害の場所、被害状況及び復旧内容等について指示するものとする。また、乙は連絡がない場合であっても必要があると判断した場合には、自主的にパトロールを行うものとする。

（2）連絡不可能なとき

乙は、災害により有線通信等が途絶し、甲との連絡が不可能なときは、甲の要請を待つことなく、情報収集パトロールの実施又は臨機の処置として応急復旧工事の実施をできるものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、情報収集パトロールを実施した場合には、災害の有無等について様式1号により報告する。また、甲の了解を得て応急復旧工事を実施した場合には、様式2号により速やかに甲に報告する。

（請負契約）

第6条 応急復旧工事を実施するときは、川島町契約規則に基づく手続きにより、速やかに甲と乙の会員（別紙）とで工事請負契約を締結するものとする。

（定めのない事項等）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとし、期間満了1ヶ月前までに甲又は乙の申し出がない場合は、自動的に1年間延長する。以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

平成24年4月1日

甲 埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地
比企郡川島町長 高田 康男

乙 埼玉県比企郡川島町大字正直595番地
川島町建設業協会長 島村 健

平成18年8月30日協定締結
平成21年4月 1日協定更新

被害狀況報告書

樣式 1 号

應急修繕工事狀況報告書

様式 2号

2-2-4 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、川島町（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の町域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- (4) 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- (5) 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第1）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- (3) 支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第2）を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成22年1月26日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第9条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成22年1月26日

埼玉県比企郡川島町大字平沼1175番地
甲 川島町
川島町長 高田康男

埼玉県さいたま市北区宮原1丁目39番地
乙 埼玉県電気工事工業組合
理事長 小澤浩二

埼玉県電気工事工業組合 殿
(FAX 048-663-0298)

埼玉県川島町長

支 援 要 請 書

平成22年1月26日付けで締結した「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1 支援協力の種類

- 電気設備等の被害復旧
- 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報し、その指示に従うこと。

2 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所（住所）等

- 避難場所の電気設備等の被害復旧
- 町庁舎等の電気設備等の被害復旧
- その他の施設の電気設備等の被害復旧

・施 設 名：_____

・場所（住所）：_____

・責 任 者 名：職名 _____ 氏名 _____

・電 話 番 号：_____

・携 帯 番 号：_____

3 支援協力を希望する期間

年　月　日（　）から　年　月　日（　）まで

年　月　日

埼玉県川島町長　殿

埼玉県電気工事工業組合

災害復旧業務完了報告書

「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書」第5条の規定により、災害復旧業務が完了いたしましたので報告いたします。

記

要請年月日		
復旧施設名		
場所（住所）		
業務完了年月日		
施設担当責任者名		
作業内容		
作業実施業者名	会社名	
	担当者名	
	電話番号	